

**第一国出願義務を課す国で完成された発明を
他の国で第一国出願する際に留意すべき事項**

2019年07月01日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

例えば、米国内で完成された発明は、米国外の国に出願したり、PCTに基づく国際出願をファイルしたりする場合、事前に、“foreign filing license”をUSPTOから取得しておくことが必要です（MPEP 140 Foreign Filing Licenses 参照）。米国出願から6ヶ月経過した後、“Secrecy Order”が発せられない限り、許可なく外国へ出願することができます。

しかしながら、“foreign filing license”を事前に取得せずに、米国内で完成された発明を米国外の国で第一国出願等した場合、出願人は、深刻な事態に直面することになります。

米国以外の国においても、様々な国籍を有する複数の発明者によって、発明発掘が行われる国際企業や国際的な大学も少なくありません。このような場合、“foreign filing license”を取得せずに、第一国出願義務を課す国において完成された発明を他の国に第一国出願した場合、深刻な事態に発展することがあります。第一国出願義務を課す国において、このような事態を未然に回避するために、留意すべき事項について、以下に説明します。

【全6頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。